令和7年度4月版

障害者雇用納付金関係助成金のごあんない

都道府県労働局から障害者雇用相談援助事業の認定を受けた事業者の方へ

○障害者雇用相談援助助成金



はじめに

このパンフレットは、令和7年4月現在の内容で作成しています。最新の情報 は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)ホームページでご 確認ください。パンフレット・様式のダウンロードもできます。

https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html

障害者雇用納付金関係助成金とは

障害者雇用納付金関係助成金(以下「助成金」)は、障害者雇用納付金制度(『助成金の説明で使用され る共通用語の解説』(以下「用語解説」)参照)に基づき、事業主等への支援のために支給しています。この パンフレットで紹介している助成金は、対象障害者の雇入れ及びその雇用の継続を図るために必要な一 連の雇用管理に関する援助の事業を行う事業者に支給します。

助成金の支給の適否は様々な要件により総合的に判断されますので手続き方法や留意事項をよくご 確認の上、ご利用ください。

助成金の説明で使用される共通用語の解説(この冊子では使用されない用語も含まれます)

機 構 :独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)の略称です。

本 部 :機構の本部をいいます。助成金の審査・支給決定や支払などの業務を行っています。

都道府県支部 :機構の支部(47都道府県に設置の都道府県支部高齢・障害者業務課等)をいいます。助成金

に関する問い合わせや提出書類の受理・点検などの窓口業務を行っています。

雇用率制度

者 : 従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害 者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。民間企業の法定雇用率は2.5%(令和 7年4月現在。令和8年7月に2.7%に引上げ)です。従業員を40人以上雇用している事業主 は、障害者を1人以上雇用しなければなりません。

なお、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合 には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみな して、実雇用率を算定できるとしています(特例子会社制度)。

納付金制度

障害者雇用:障害者を雇用するためには、作業施設や作業設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理 等が必要となるために、健常者の雇用に比べて一定の経済的負担を伴います。障害者を多く 雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用 を促進するために、①から③の制度が設けられています。

- ① 法定雇用率が未達成の企業のうち、常用労働者100人超の企業から、障害者雇用納付金 が徴収されます。
- ② ①の納付金を元に、法定雇用率を達成している企業に対して、障害者雇用調整金を支給し
- ③ 報奨金のほか、障害者を雇い入れる企業が、作業施設・設備の設置等について一時に多額 の費用の負担を余儀なくされる場合に、その費用に対し助成金を支給します。

雇用調整金

者 :常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で、障害者雇用率を超えて障害者を雇 用している場合は、その超えて雇用している障害者数に応じて1人につき月額29,000円の 障害者雇用調整金を支給します。

調整金支給調:上記に該当し、障害者雇用調整金を受給している事業主で、支給の減額調整を受けている事 整対象事業主 業主をいいます。

主 : 常用雇用労働者を雇用する事業主をいいます。なお、国、地方公共団体および障害者の雇用 の促進等に関する法律施行令別表第2(注釈1)に記載する特殊法人等は、この助成金の対象 となる事業主には含まれません。

- 労 働 者 :この助成金における労働者とは以下により判断します。
 - 法人の代表者もしくは役員等、それらの家事使用人、事業主と同居の親族または学生(昼 間授業を受けている方)ではない方(雇用保険の適用を受ける方は除きます)。
 - ・ 1週間の所定労働時間(雇用契約における労働時間)が10時間以上の方。

労働者の内訳は以下のとおりです。

- ① 一般労働者:対象期間における月ごとの所定労働時間が120時間以上の労働者
- ② 短時間労働者:対象期間における月ごとの所定労働時間が80時間以 F120時間未満の労働者
- ③ 特定短時間労働者:重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者で、対象期間に おける月ごとの所定労働時間が40時間以上80時間未満の労働者

この助成金の支給対象となる障害者が労働者に該当するかどうかは、対象期間の月ごとの 実際の労働時間が、120時間以上(上記②は月80時間以上、上記③は月40時間以上)の月 が半分を超えていることにより判断します。

内容の変更等

人事異動・職務: 事業所間または事業所内での転勤、配置転換等により、地位、勤務形態、職務内容等が変更 (労働条件の変更を伴うもの)等になることをいいます。ただし、雇入れ日から起算して6か 月(障害者介助等助成金においては1年)を超える期間が経過していない場合は、転勤、配置 転換等であっても人事異動・職務内容の変更等とはみなしません。

自 己 都 合:自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇や雇用保険法施行規則第36条第1号から第1 1号(注釈2)までに規定する理由以外の理由(正当な理由のない自己都合)による離職および 死亡をいいます。

対象障害者:施設、設備、住宅、自動車等の整備または購入を対象として助成金の支給決定を行う際、事 等雇用継続 業主等に対して支給対象障害者の雇用継続義務を課すこととなる期間をいいます。助成金の 義務期間 種類ごとに、助成金の支給決定日から起算した期間が定められています。

配 置 :この助成金においては支給対象障害者の所定労働日および所定労働時間において、必要な援 助を常時行いうる体制を整備するため、常用雇用労働者を特定の任におくことをいいます。

委 嘱 :この助成金においては支給対象障害者が必要とする機会に必要な援助を行う体制を整備す るためのみに、役員、常用雇用労働者以外の方で、特定の資格や経験のある方等に業務の実 施を委任することをいいます。

認 定 申 請 :助成金の受給資格認定申請のことです。助成金を受給するためには、まず認定申請の手続き を行い、認定されることが必要です。

支 給 請 求 : 助成金の支給請求のことです。助成金を受給するためには、認定を受けた後、支給請求を行 うことが必要です。講じた措置内容に応じて1回または複数回行います。

支給請求:助成金の支給対象期間のうち、事業主が助成金(支給期間が1年以上の助成金に限りま 対象期間 す。)の支給請求手続を行う際の当該手続1回当たりの支給対象期間を指し、別に規定する場 合を除き、当該起算日から起算して6か月ずつ経過した期間(支給対象障害者の離職等によ り支給終了となることによって、当該6か月間のうち支給対象期間が6か月未満となる場合 は当該期間)をいいます。

代 理 人 等 : 助成金の支給に関する手続きを代理して行う次の方をいいます。

なお、代理人等が手続きを代行または代理する場合は、支給要件確認申立書(様式第540 号)の【代理人又は社会保険労務士記載欄】に関する事項を承諾している必要がありま す。(*の方が代理人等になる場合は委任届(様式第550号)の提出も必要となります。)

- ① 代理人
 - (1) 助成金の支給を受けようとする事業主または事業主の団体の役員または労働者のう ち、以下の(イ)または(ロ)に該当する方
 - (イ) 事業主または事業主の団体が法人である場合の代表者以外の役員または助成金受 給資格認定申請、支給請求等に係る事業所の長
- *(ロ)事業主または事業主の団体が雇用する労働者(提出行為(書類等の提出及び事業主 の意思の伝達に限る。)だけではなく、手続きの内容の修正等の意思決定を行う方 をいいます。提出行為のみを行う方は使者であるため代理人には該当しません。)
- *(2)弁護士

社会保険労務士法第27条の適用除外となっていることから代理人として手続きを 行うことができます。

② 社会保険労務士 提出代行者または事務代理者として手続きを行うことができます。 中 小 企 業 :次表に該当する事業主のことをいいます。ただし、個人事業主や一般社団法人、公益社団法 事 業 主 人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、労働組合、協同組合または社会福祉法 人などで資本金のない事業主等は常時雇用する労働者の数により判定します。

主たる事業の産業分類	資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

なお、小売業、サービス業、卸売業、その他の業種の具体的な内容は下表(総務省の定める日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)による業種区分)のとおり。

業種	該当分類番号
小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち
	中分類 56(各種商品小売業)
	中分類 57(織物・衣服・身の回り品小売業)
	中分類 58(飲食料品小売業)
	中分類 59(機械器具小売業)
	中分類 60(その他の小売業)
	中分類 61(無店舗小売業)
	大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち
	中分類 76(飲食店)
	中分類 77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G(情報通信業)のうち
	中分類38(放送業)
	中分類39(情報サービス業)
	小分類411(映像情報制作·配給業)
	小分類412(音声情報制作業)
	小分類415(広告制作業)
	小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)
	大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち
	小分類693(駐車場業)
	中分類70(物品賃貸業)
	大分類L(学術研究、専門・技術サービス業)
	大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち
	中分類75(宿泊業)
	大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)
	ただし、小分類791(旅行業)は除く。
	大分類〇(教育、学習支援業)(中分類81,82)
	大分類P(医療、福祉)(中分類83~85)
	大分類Q(複合サービス事業)(中分類86,87)
	大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)(中分類88~96)
卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち
	中分類 50(各種商品卸売業)
	中分類 51(繊維·衣服等卸売業)
	中分類 52(飲食料品卸売業)
	中分類 53(建築材料、鉱物·金属材料等卸売業)
	中分類 54(機械器具卸売業)
	中分類 55(その他の卸売業)
製造業、その他	上記以外のすべて

除 外 率 :障害者雇用率制度における雇用義務となる障害者数を算出する際に、障害者の就業が困難と 設 定 業 種 される職種については、除外率に相当する労働者数を控除する制度(障害者の雇用義務を軽 減)が設けられています(今後段階的に縮小・廃止の予定)。除外率設定業種は令和7年4月現 在以下のとおりです。

- ・非鉄金属第一次製錬・精製業・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)・建設業
- ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。) ・港湾運送業 ・警備業
- ·鉄道業 ·医療業 ·高等教育機関 ·介護老人保健施設 ·介護医療院
- ・林業(狩猟業を除く。)・金属鉱業・児童福祉事業
- ・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)
- ・石炭・亜炭鉱業 ・道路旅客運送業 ・小学校 ・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園
- ・船員等による船舶運航等の事業

- 注釈1:障害者の雇用の促進等に関する法律施行令 別表第二(第十条の二関係) 一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港 湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築 研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開 発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合 研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法 人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医 療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開 発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行 政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境 再生保全機構、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独 立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・ 求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行 政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機 構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会 館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立 行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策 機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センタ 独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機 構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政 法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保 有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人農業者年金 基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター 独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金簡易 生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構 及び年金積立金管理運用独立行政法人
- 国立大学法人及び大学共同利用機関法人 三 日本司法支援センター 四 日本私立学校振興・共済事業団
- 沖縄振興開発金融公庫 六 株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社日本貿易保険
- 沖縄科学技術大学院大学学園、国立健康危機管理研究機構、日本年金機構及び福島国際研究教育機構 七
- 全国健康保険協会 九 地方独立行政法人
- 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社

注釈2:雇用保険法施行規則第36条に規定する離職理由

雇用保険法施行規則(昭和五十年三月十日労働省令第三号)(法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由) 第三十六条 法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由は次のとおりとする。

- 解雇(自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。)
- 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したこと。
- 賃金(退職手当を除く。)の額を三で除して得た額を上回る額が支払期日までに支払われなかつたこと。 次のいずれかに予期し得ず該当することとなつたこと。
- 離職の日の属する月以後六月のうちいずれかの月に支払われる賃金(最低賃金法第二条第三号に規定する賃金(同法第 四条第三項第一号及び第二号に掲げる賃金並びに歩合によつて支払われる賃金を除く。)をいう。以下この号において同 じ。)の額が当該月の前六月のうちいずれかの月の賃金の額に百分の八十五を乗じて得た額を下回ると見込まれることと なつたこと。
- ロ 離職の日の属する月の六月前から離職した日の属する月までのいずれかの月の賃金の額が当該月の前六月のうちいず れかの月の賃金の額に百分の八十五を乗じて得た額を下回つたこと。
- 五次のいずれかに該当することとなつたこと。
 - 離職の日の属する月の前六月のうちいずれか連続した三箇月以上の期間において労働基準法第三十六条第三項に規定 の子を養育する労働者であつて同項各号のいずれにも該当しないものである場合にあつては同項、育児・介護休業法第十 八条第一項の要介護状態にある対象家族を介護する労働者であつて同項において準用する育児・介護休業法第十七条第 項各号のいずれにも該当しないものである場合にあつては同項に規定する制限時間に相当する時間数)を超えて、時間外 労働及び休日労働が行われたこと。
 - ロ 離職の日の属する月の前六月のうちいずれかの月において一月当たり百時間以上、時間外労働及び休日労働が行われた
 - 八 離職の日の属する月の前六月のうちいずれか連続した二箇月以上の期間の時間外労働時間及び休日労働時間を平均し 一月当たり八十時間を超えて、時間外労働及び休日労働が行われたこと。
- 事業主が危険又は健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危 険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じなかつたこと。
- ホ 事業主が法令に違反し、妊娠中若しくは出産後の労働者又は子の養育若しくは家族の介護を行う労働者を就業させ、若 しくはそれらの者の雇用の継続等を図るための制度の利用を不当に制限したこと又は妊娠したこと、出産したこと若しく はそれらの制度の利用の申出をし、若しくは利用をしたこと等を理由として不利益な取扱いをしたこと。
- 事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行つていないこと。 期間の定めのある労働契約の更新により三年以上引き続き雇用されるに至つた場合において当該労働契約が更新されな いこととなつたこと。
- 期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が 更新されないこととなつたこと。
- 事業主又は当該事業主に雇用される労働者から就業環境が著しく害されるような言動を受けたこと。
- 事業主から退職するよう勧奨を受けたこと。
- 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き三箇月以上となつたこと。
- 事業所の業務が法令に違反したこと。

助成金の不正受給

不正受給とは、偽りその他不正の行為(以下「不正行為」(注釈3)といいます)により、本来、受けることのできない助成金の認定または支給を受け、もしくは受けようとすることをいいます(代理人等による偽りの届出、報告、 証明、その他の行為によるものを含みます)。

そのため、助成金受給後に不正受給が発覚した場合のみではなく、不正行為による認定申請または支給請求(以下「申請等」といいます)を行い、機構での審査の過程で不正が発覚した場合や不正行為により申請等を行い、 その後これらの取下げを申し出た場合も、不正受給として取り扱います。

注釈 3 :「不正行為」には、詐欺、脅迫、贈賄等、刑法各条に抵触する行為のほか、刑法上犯罪とならない場合でも、故意に機構に 提出する書類に虚偽の記載を行いまたは偽りの証明を行うことが該当します。

助成金の支給対象としない事業主

次の①から⑨のいずれかに該当する事業主には助成金を支給しません。

- ① 不正受給により、助成金の不支給措置(以下「助成金の不正受給に該当した場合の措置」参照)が執られている事業主
- ② 不正受給により生じた助成金の返還または納付の履行が終了していない事業主
- ③ 継続性を有する事業活動または法令を遵守した適切な運営がなされていない事業主
- ④ 労働関係法令違反により送検処分を受けている事業主(認定申請については当該申請を行おうとする日の前日から過去1年間に当該処分を受けた事業主を含みます)
- ⑤ 厚生年金保険、健康保険、雇用保険等の加入義務がある事業主で、申請等をしようとする日において、加入 していない場合または加入していても当該支給対象障害者およびその雇用する労働者の社会保険料等を支 払っていない事業主(注釈4)
- ⑤ 助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に 規定する接待飲食等営業(同条第1項第1号に該当するものに限ります)、同条第5項に規定する性風俗関連 特殊営業または同条第13項に規定する接客業務受託営業(接待飲食等営業または同条第6項に規定する店 舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこ と(当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含 む)を内容とする営業に限る)を行っている事業主
- ⑦ 次の(1)から(8)のいずれかに該当する暴力団関係事業所の事業主
 - (1) 事業主または事業主が法人である場合の当該法人の役員または事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下「役員等」といいます)のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」といいます)第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者のいる事業所
 - (2) 暴力団員をその業務に従事させ、または従事させるおそれのある事業所
 - (3) 暴力団員がその事業活動を支配する事業所
 - (4) 暴力団員が経営に実質的に関与している事業所
 - (5) 役員等が自己もしくは第三者の不正の利益を図りまたは第三者に損害を加える目的のため、暴力団対 策法第2条第2号に規定する暴力団の威力または暴力団員を利用するなどしている事業所
 - (6) 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団 の維持、運営に協力し、もしくは関与している事業所
 - (7) 役員等または経営に実質的に関与している者が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
 - (8) (1)から(4)に該当する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所
- ⑧ 役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったまたは行うおそれのある団体に 属している事業主
- ⑨ 次の(1)から(3)について同意しない事業主(代理人等が同意していない場合を含みます)
 - (1) 機構が助成金の支給に係る審査に必要な事項について確認または実地調査を行う際に協力すること。
 - (2) 助成金の不正受給を行った場合、機構が当該事業主名等または代理人名等を公表することおよび助成金の不支給措置を執ること
 - (3) 助成金の不正受給等により受給した障害者雇用納付金関係助成金等を返還または納付すること。
- 注釈 4:認定申請時に支給対象障害者および介助等を実施する方の雇用契約書または労働条件通知書、出勤簿またはタイム カード等、賃金台帳、就業規則等の書類(写)を提出していただき、申請事業主の社会保険等加入および支給対象 障害者の社会保険等の加入の有無について確認を行い、受給資格の認定または不認定を行います。なお、認定申請 時に支給対象障害者が採用予定の場合は、支給請求の審査において上記を確認し、支給または不支給の決定を行い ます。

また、認定申請または支給請求事業主が、社会保険等に未加入であって、その適用事業主であることの疑義がある場合には、当該事業主に、その加入義務の有無について年金事務所に確認し、機構に報告していただく場合があります。加入義務があり社会保険等に未加入である場合は、助成金は支給できません。

助成金の不正受給に該当した場合の措置

不正受給であると機構が判断した場合は、次の措置を執ることがあります。

不支給措置

事業主等の:助成金の不正受給に該当した事業主等(不正受給に関与した事業主を含みます)は、当該助 成金のほか他の助成金についても受給資格の不認定や取消し、支給請求の不支給や取消し となります。また、受給資格認定を受けている他の助成金については支給終了になります。助 成金の不正受給と判断した時点で支給決定したものの送金前の助成金がある場合は、その 支給決定は取り消されます。また、事業主等の役員(不正受給に関与した者に限ります)が、こ の事業主等以外の事業主等の役員である場合は、この事業主等以外の事業主等にも同様の 措置を執ります。なお、不正受給措置の通知書を発出した日の翌日から5年経過後の日まで 新たな助成金の申請は不認定または不支給となります。また、事業主等の役員(不正受給に 関与した者に限ります)が、この事業主等以外の事業主等の役員である場合は、この事業主 等以外の事業主等にも同様の措置を執ります。

不受理措置

代理人等の:代理人等が偽りの届出、報告、証明等を行い、事業主等が助成金の受給資格の認定または支 給を受け、または受けようとした場合は、不認定または不支給となります。

> なお、当該代理人等が届出、報告、証明その他の行為により申請を行っている他の事業主の 他の助成金についても不認定または不支給とします。

> また、5年間この代理人等による届出、報告、証明その他の行為による新たな助成金の申請 について当機構は受理しません。

返還命令等:機構は、不正受給により助成金の支給を受けた事業主等および偽りの届出、報告、証明等を 行った代理人等に対して、支給した助成金の全部または一部の返還を命じます。なお、不正 受給の日の翌日から完納日までの延滞金(年率3%)及び不正受給により返還を求められた 額の2割に相当する額を併せて徴収します。

公 表

- 事業主名等:① 事業主等が不正受給の行為により、助成金の受給資格の認定または支給を受け、または 受けようとした場合は、次の事項を公表します。
 - (1)不正受給の行為を行った事業主等の氏名および事業所の名称・所在地
 - (2)不正受給の行為を行った事業主等の事業の概要
 - (3)不正受給の行為により、助成金の受給資格の認定または支給を受け、または受けようと した助成金の名称、受給資格または支給を取り消した日、返還を命じた額及び当該返還 の状況
 - (4)不正受給の行為の内容
 - ② 代理人等が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主等が助成金の受給資格の認定または 支給を受け、または受けようとしたことがある場合は、次の事項を公表します。
 - (1)偽りの届出、報告、証明等を行った代理人等の氏名および事業所の名称・所在地
 - (2)偽りの届出、報告、証明等を行い事業主等が助成金の受給資格の認定または支給を受 け、または受けようとした助成金の名称、受給資格または支給を取り消した日、返還を 命じた額及び当該返還の状況
 - (3)偽りの届出、報告、証明等の内容

個人情報の取扱いについて

基 本 的 :助成金の認定申請等に際して提出された個人情報は、個人情報の保護に関する法律および 取 扱 機構が定める個人情報の取扱いに関する規程等に従い、機構が管理します。 L١

利用目的

個人情報の:提出された個人情報は、助成金の審査、申請等に関する事業主等に対する調査等に利用する ほか、助成金制度の効果的な運営のための活用状況資料および障害者の雇用支援策の検討 等に関する統計資料の基礎データならびに活用事例として利用する場合があります。この場 合においては、個別の企業や個人が識別できないように処理した結果のみを利用します。 ただし、助成金の審査において疑義があり、その疑義を明らかにするために必要であると機 構が判断した場合、調査の相手方に限り、調査に対し必要な部分の個人情報を示した上で、 調査を実施することがあります。

第三者への:提出された個人情報は、上記利用目的の達成に必要な場合は、利用目的の達成に必要な事 項について厚生労働省に提供することがあります。また、都道府県労働局(労働基準監督署 提 を含む)、地方公共団体、年金事務所、税務署等の公的機関から個人情報に係る照会があっ た場合で、機構が協力する必要があると判断した場合には、回答する場合があります。

申請者が講じるべき個人情報の保護について

助成金の申請のために支給対象障害者等の個人情報を取得、利用及び機構に提供するにあたっては、個人情報 保護の観点から、個人情報の保護に関する法律に従うとともに、厚生労働省の策定したプライバシーに配慮した 障害者の把握・確認ガイドラインに準じて、次の①から③の取扱いをお願いいたします。

なお、①と②の同意を得る際は、照会への回答または障害者手帳等の取得・提出および同意等を強要しないよう にしてください。また他の目的で個人情報を取得する際に、併せて同意を得るようなことはしないようにしてく ださい。あくまで、助成金等の申請時に別途の手順を踏んで、同意を得るようにしてください。

- ① 助成金の申請のために、新たに、障害者であること、障害者手帳等の所持、障害の状況等を把握・確認し、そ の個人情報を機構に提供する場合には、本人に照会するにあたり、助成金の申請のために用いる等の利用 目的等を明示し、同意を得てください。
- ② 助成金の申請以外の目的(障害者雇用状況報告、ほかの助成金等の申請など)で取得した個人情報を、助成 金の認定申請のために機構に提供するにあたっては、助成金の申請のために用いる等の利用目的等を明示 し、同意を得てください。
- ③ ①または②の同意を得るに当たり明示すべき事項は以下のとおりです。
 - (1) 助成金の認定申請のために機構に提供するという利用目的
 - (2) 上記(1)のために必要な個人情報の内容
 - (3) 助成金の支給請求が複数回にわたる場合は、原則としてすべての支給請求において利用すること。
 - (4) 助成金の支給に当たり、機構から照会、調査等があった場合は、個人情報を提供する場合があること。
 - (5) 利用目的の達成に必要な範囲内で、障害等級の変更や精神障害者保健福祉手帳の有効期限等につい て確認を行う場合があること。
 - (6) 障害者手帳等を返却した場合または障害等級の変更があった場合は、その旨を人事担当者まで申し出 てほしいこと。
 - (7) 障害者本人に対する公的支援策や企業による支援策(併せて伝えるのが望ましい)

助成金の申請に当たっての注意事項

申請書類の:助成金の申請書類の提出には以下の①または②の方法があります。

提出方法 ① 申請する助成金の各種様式を作成し必要な部数を印刷して、都道府県支部に持参又は郵 送して提出する。

> ② 申請する助成金の各種様式の電子データを作成し、デジタル庁が運営する e-Gov 電子 申請サービスを利用して送信する。

e-Gov を利用した申請書類の提出方法は、機構 Web ページ【電子申請のご案内: https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/e-shinsei/index.html]でご確認ください。

申請書類の:各種様式とチェックリストの電子データは、機構 Web ページ

入 手 方 法 【各種助成金様式ダウンロード: https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/sub04.html】 からダウンロードして、使用してください。

内容確認

申請書類の:①申請書類の記載事項を確認するため、電話または電子メール等により都道府県支部の担 当者から申請事業主等に連絡することがあります。

また、必要に応じて追加の書類の提出を求めることがあります。

これらの照会に対し期限内に回答または提出がない場合は、不認定または不支給となるこ とがあります。

② 追加した書類を含め、申請書類の内容について、申請事業主等以外の関係者に対して直接 質問することがあります。

申請書類の:提出いただいた申請書類は返却しません。電子申請についても、申出があっても電子データ 却の消去はできません。 汳

訪問調査の:助成金の支給前後に、支給内容の確認のために訪問調査をすることがあります。

なお、訪問調査の際には、支給対象障害者の方に措置内容等の実績確認を行うほか、事業所 の業務(営業)時間中等に無通告で実施することがあります。

お 問 い 合 : ① 助成金の申請手続きなどのご質問は提出先の都道府県支部にお問い合わせください。

先 ② e-Govの利用方法や操作などのご質問は、以下にお問い合わせください。 【e-Gov 利用者サポートデスクお問い合わせフォーム】

https://www.e-gov.go.jp/contact/inquiry.html

【オペレータ】TEL 050-3786-2225

もくじ

1	障	害者雇用相談援助助成金の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1	助成金申請手続きの流れ等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2	対象事業者の要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3	対象障害者の要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4	利用事業主の要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	5	支給対象となる障害者雇用相談援助事業等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	6	支給額等
	7	認定申請 ······
	8	支給請求 ······
	9	助成金の返還
1	0	事業計画の変更手続き等 ・・・・・・・・・・・・12
1	1	認定申請・支給請求手続きの委任・・・・・・・・・・12
2	Д	カ成金受給のための提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ²
	1	認定申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1/2
	2	支給請求15
3	Д	カ成金間の併給調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4		図定申請書等の記入方法・記入上の注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	ż	を給請求書等の記入方法・記入上の注意······23
6	ガラ	変更事項に係る届け出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

障害者雇用相談援助助成金は、都道府県労働局長による認定を受けた事業者が支援を行うことを 前提としています。

障害者雇用相談援助事業における事業者の認定については、厚生労働省のホームページおよび厚生 労働省が規定する『障害者雇用相談援助事業者認定申請マニュアル』をご確認ください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10_00004.html

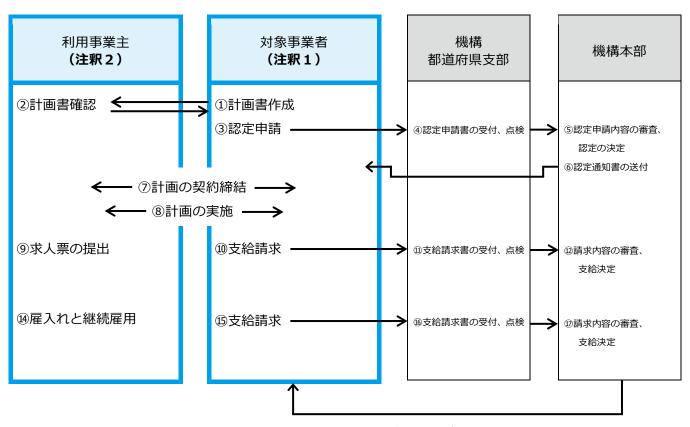
1 障害者雇用相談援助助成金の手続きについて

対象事業者 (注釈1) が利用事業主 (注釈2) に対して、対象障害者の雇入れおよびその雇用の継続のために必要な一連の雇用管理に関する援助 (障害者雇用相談援助事業) を行う場合に支給します。

認定申請、支給請求に係る書類の提出先は、<u>利用事業主の主たる事業所の所在地を管轄する機構</u> 都道府県支部です。

1 助成金申請手続きの流れ等

都道府県労働局から認定を受けた後の助成金申請手続き(計画書作成~支給(送金))の流れについては、次の図のとおりです。



⑬⑱支給決定通知書の送付、送金

認定申請、支給請求の詳細については、該当のページをご参照ください。

(注釈1)認定申請をすることができる事業者は、主たる事業所の住所地を管轄する都道府県労働局 長の認定を受けている事業者です。

要件の詳細は、2ページの2をご参照ください。

(注釈2)障害者雇用相談援助事業を利用する事業主の要件の詳細は、3ページの4をご参照ください。

2 対象事業者の要件

助成金の支給対象となる事業者は、適正に障害者雇用相談援助事業を実施する能力を有する者として主たる事業所の住所地を管轄する都道府県労働局長の認定を受けていて、対象障害者の雇入れおよびその雇用の継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する援助の事業(以下「障害者雇用相談援助事業」といいます。)を行う事業者(以下「対象事業者」といいます。)です。

ただし、都道府県労働局長の認定を取り消された場合は、取消しの適用を受けた日以降は、対象事業者の要件を満たしていないものとします。

【留意事項】

支給対象事業主とすることができない事業主

「はじめに」ページ⑤の「助成金の支給対象としない事業主」に該当する対象事業者には助成金を支給しません。

3 対象障害者の要件

障害者雇用相談援助事業の対象となる障害者(以下「対象障害者」といいます。)は、労働者(「はじめに」ページ②の「労働者」参照)であって、障害者雇用相談援助事業により当該障害者の雇入れおよびその雇用の継続を図るための措置が行われたと認められる方で、次のイから八までのいずれかに該当する方です。

- イ 身体障害者(特定短時間労働者については重度身体障害者に限ります。)
- ロ 知的障害者(特定短時間労働者については重度知的障害者に限ります。)
- 八 精神障害者 (精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に限ります。)

【留意事項】

対象障害者とならない方

次のイから二までに該当する場合は、助成金の対象障害者となりません。

- イ 対象事業者の代表者もしくは役員等、それらの家事使用人、対象事業者と同居の親族または 学生またはその雇用する対象障害者のいずれかに該当する方
- □ 利用事業主の代表者もしくは役員等、それらの家事使用人、事業主と同居の親族または 学生のいずれかに該当する方
- ハ 利用事業主が、あらかじめ、その雇入れを予定していた対象障害者
- 二 就労継続支援A型事業所に雇用される対象障害者

4 利用事業主の要件

利用事業主は、「障害者雇用相談援助事業計画書」(様式第 581 号)に記載された計画期間中に対象 障害者を雇用しようとしている事業主で、障害特性等に係る知識を含め障害者雇用に関するノウハウ が不足していること等により、雇用する対象障害者の数が「法定雇用率」(「はじめに」ページ①「障害者雇用率制度」参照)により算定される障害者数未満の事業主その他の機構が支援の必要性を認める事業主(注釈)であって、対象事業者による障害者雇用相談援助を必要としている事業主です。常用雇用労働者 40 人未満の事業主は、原則として利用事業主となることはできません。

また、特例子会社(「はじめに」ページ①「障害者雇用率制度」参照)が、利用事業主である障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」といいます。)第44条第1項または法第45条第1項の認定を受けた親事業主または関係会社(以下「親事業主等」といいます。)に対し、障害者雇用相談援助事業を実施する場合には、当該特例子会社に就労する対象障害者について当該親事業主等による雇入れまたは当該親事業主等への出向(以下「対象障害者の雇用等」といいます。)を実施し、かつ、今後の対象障害者の雇用等を予定している場合に限り、対象となります。

なお、利用事業主が合併することが分かっている場合は、原則として、消滅会社については利用事業主となることはできません。

- (注釈) 利用事業主は、原則として、法定雇用率未達成事業主を対象としますが、「その他機構が支援 の必要性を認める事業主」についても対象としており、具体的には、以下に掲げる場合等も対象 となる場合があります。
 - ①法定雇用障害者数が 0 人である事業主

常用雇用労働者数が40人未満の事業主であり、現在の法定雇用障害者数は0人であるものの、令和8年7月からの法定雇用率の引上げ等により今後法定雇用障害者数が1人以上となった場合に法定雇用率未達成となる見込みであり、支援の必要性があると認められる場合

- ②現在、法定雇用率を達成している事業主であって、次の場合に該当するもの
 - イ 令和8年7月からの障害者雇用率の引上げ等により今後法定雇用率未達成となる見込みであり、支援の必要性があると認められる場合
 - □ 雇用率算定対象障害者である労働者が退職する予定であることや、事業拡大等により多く の常用雇用労働者の採用が見込まれること等の理由により、一定の期間経過後、法定雇用率 未達成事業主となる見込みがある事業主
 - 八 除外率設定事業主 (「はじめに」ページ③「除外率設定業種」参照) で、令和7年度からの 除外率の引き上げにより、今後法定雇用率未達成事業主となる見込みがある事業主
 - なお、助成金の受給資格認定については、他の要件等も踏まえて審査により決定されます。

【留意事項】

利用事業主とすることができない事業主

次のイから二までのいずれかに該当する事業主は、利用事業主となりません。

- イ 「はじめに」ページ⑤の「助成金の支給対象としない事業主」に該当する事業主
- □ 親事業主等が障害者雇用相談援助事業を実施する場合における法第 44 条第1項または法第 45 条第1項による同一の認定を受けている親事業主等または特例子会社
- 八 法第45条の2第1項の認定を受けた親事業主または子会社(以下「関係子会社」といいます。)

が障害者雇用相談援助事業を実施する場合における法第45条の2第1項による同一の認定を受けている関係子会社または当該親事業主ならびにその他の関係子会社

二 法第45条の3第1項の認定を受けた事業協同組合等またはその組合員たる事業主(以下「特定事業主」といいます。)が障害者雇用相談援助事業を実施する場合における法第45条の3第1項による同一の認定を受けている特定事業主または当該事業協同組合等ならびにその他の特定事業主

5 支給対象となる障害者雇用相談援助事業等

(1) 支給対象となる障害者雇用相談援助事業

対象事業者が利用事業主の了承を得た上で作成した「障害者雇用相談援助事業計画書(様式第 581 号)(以下「事業計画」といいます。)」に基づき、原則として、以下のイからチまでに掲げる障害者の一連の雇用管理の全ての項目に関する支援(注釈1)を公共職業安定所(ハローワーク)への求人の申込み(注釈2)前までに行い、当該障害者雇用相談援助事業により、公共職業安定所(ハローワーク)への求人の申込みにつながったものが、支給対象となります。

なお、特例子会社が親事業主等に対して障害者雇用相談援助事業を実施する場合は、親事業主 等が特例子会社で就労する対象障害者の雇用等を実施したものであって、当該対象障害者が6か 月以上継続して雇用等をされることが見込まれる場合に、支給対象となります。

(注釈1) イから八までのうち、利用事業主において既にノウハウを有する項目がある場合には、 その支援を省略することも可能です。ただし、<u>イから八までの全部の項目に関する支援を省</u> 略することはできません。

また、支援方法については、情報通信機器を使用した支援を可としますが、1回以上、訪問による支援を行うことが必要です。

(注釈2) 求人の申込みは、直接募集(労働者を雇用しようとする者が、文書募集(新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告または文書の掲出もしくは頒布による労働者の募集をいいます。) 以外の方法で行う労働者の募集をいいます。) または<u>委託募集</u>(労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして労働者の募集に従事させる形態で行われる労働者募集をいい、許可を受け、または届出が必要なものをいいます。) を除きます。民間の職業紹介事業者に求人を申し込むことは妨げませんが、その場合でも公共職業安定所(ハローワーク)への求人の申込みは必須です。

イ 経営陣の理解促進

経営や人材活用の方針の決定権等をもつ、社長など経営陣に対して、法の趣旨やノーマライゼーションの観点から企業に求められている責任、障害者雇用を通じた経営改善について理解促進を図ること。

ロ 障害者雇用推進体制の構築

障害者雇用の担当者の明確化を図るとともに、属人化・形骸化しないよう、組織として障害者雇用を推進していくための実効性のある体制の構築を図ること。

八 企業内での障害者雇用の理解促進

経営陣や人事部門の考える障害者雇用の方針、障害者雇用のメリット、働く上で必要な合理 的配慮について、障害者を配属する現場の社員の理解促進を図ること。

二 当該企業内における職務の創出・選定

業務の選定やそれに伴い必要となる業務プロセス・組織体制の見直し、受入れ部署の検討等に当たり、企業全体を把握して分析するとともに、過去の事例等や他社の取組例を活かして、 当該企業の本来業務または本来業務につながる業務において、障害者が活躍できるよう、当該企業内における職務の創出・選定を行うこと。

ホ 採用・雇用方針の決定

二の結果を踏まえ、求めるスキルや経験、人物像の整理等採用・雇用方針を決定すること。

へ 求人の申込みに向けた準備や採用活動の準備

労働条件の設定、募集媒体の選定、募集状況に応じた条件の見直し、書類選考や採用面接に おけるチェックポイントの作成など、募集や採用活動の準備を行うこと。

ト 企業内の支援体制等の環境整備

労働者の障害の特性に配慮した施設・設備の整備や援助する者を配置するなど、必要な支援 体制等の整備について検討し導入すること。

チ 採用後の雇用管理や職場定着等

採用後における、業務・作業環境・職場の人間関係等職場適応上の課題が生じた際の課題の 把握や予防、解決するための仕組みや体制づくりを行うこと。また、中長期的な活躍も視野に、 職場適応状況や本人の希望を踏まえ、業務範囲や勤務時間の拡大等のキャリアアップの仕組み づくりを行うこと。

(2) 支給対象となる対象障害者の雇入れおよび雇用継続

上記(1)の事業の対象となった事業所において、対象障害者を雇い入れ、かつ、6か月以上の雇用継続を行った場合に、支給対象となります(4人までが上限です。)。

ただし、(3)の障害者雇用相談援助事業計画期間内に6か月以上の期間が経過するものに限ります。

(3)障害者雇用相談援助事業計画期間について

上記(1)および(2)を実施する期間は、原則として合計で<u>1年</u>が限度となります。 ただし、対象障害者の雇入れに時間を要した場合などに関しては、合計で1年6か月までを限 度に事業計画期間を変更することができます。

(4)年間の支援上限

対象事業者が事業計画を策定し、支援を実施するにあたっては、一の対象事業者における1人の事業実施者(注釈3)あたり年間(各年の4月1日から翌年の3月31日まで)30件を上限とします。

(注釈3)「事業実施者」または「事業運営責任者」については、厚生労働省が規定する『障害者雇用相談援助事業者認定申請マニュアル』に基づきます。

6 支給額等

(1)障害者雇用相談援助事業

利用事業主が対象障害者の雇入れおよびその雇用の継続のための措置を行った場合、当該利用 事業主に対して本助成金の支給対象となる障害者雇用相談援助事業を行った対象事業者に、次表

1 障害者雇用相談援助助成金の手続きについて •

により助成金を支給します。ただし、当該障害者雇用相談援助事業について、事業計画の内容の とおりに措置が行われたと機構が認めるものに限ります。

特例子会社が親事業主等に対し障害者雇用相談援助事業を実施する場合は、当該親事業主等において、当該特例子会社で就労する対象障害者の雇用等を実施し、かつ、今後の対象障害者の雇用等を予定している場合に、支給対象となります。

利用事業主の区分	支給額	支給回数
中小企業事業主 または 除外率設定事業主 (注釈1)	1 社あたり 80 万円	ーの利用事業主への 支援につき
上記以外の事業主	1 社あたり 60 万円	<u>1 回限り</u> (注釈 2)

(注釈1)中小企業事業主および除外率設定業種については、「はじめに」ページ③をご参照ください。

(注釈2) 利用事業主の事業所(他の都道府県を含みます。) が複数ある場合でも、助成金の支給回数は1回限りとなります。

(2)対象障害者の雇入れおよび雇用継続

障害者雇用相談援助事業の対象となった事業所(利用事業主)において、対象障害者を雇い入れ、かつ、6か月以上その雇用を継続(障害者雇用相談援助事業計画期間内に6か月以上の期間が経過するものに限ります。)した場合に、次表により助成金を支給します。

ただし、当該障害者雇用相談援助事業を通じて利用事業主が対象障害者を雇入れ、及び6か月以上その雇用を継続したと機構が認めるものに限ります。

なお、特例子会社が親事業主等に障害者雇用相談援助事業を実施する場合は対象となりません。

利用事業主の区分	支給額	対象障害者の上限
中小企業事業主 または 除外率設定業種事業主 (注釈)	利用事業主1社あたり 対象障害者1人につき 10万円	4 人まで
上記以外の事業主	利用事業主1社あたり 対象障害者1人につき 7万5千円	

(注釈)中小企業事業主および除外率設定業種については、「はじめに」ページ③をご参照ください。

(3)補助金等との調整

対象事業者および利用事業主が助成金の対象となる措置に要する費用に充てるため、助成金に合わせ、補助金等の支給を受けている場合の助成金の支給額は、支給額から当該補助金等の額を 差し引いた後の額となります。

また、利用事業主が、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人が実施する障害者雇用相談援助事業と同様の支援措置を受ける場合は、この助成金は支給しません。

7 認定申請

(1) 認定申請書の提出期限

認定申請を行う対象事業者は、**事業計画を開始しようとする日から起算して 1 か月前まで**に機構都道府県支部に認定申請書(様式第 520 号)および添付書類を提出してください。添付書類については、14 ページの「助成金受給のための提出書類」をご参照ください。

なお、審査にあたり必要に応じて 14 ページに記載の書類以外の書類の提出をお願いすることがあります。

(2) 認定申請の取下げ

認定申請書の提出後に、この助成金の対象事業者、利用事業主、対象障害者、または支給対象となる障害者雇用相談援助事業の要件に合致しない場合等により、認定申請に係る手続きをやめようとするときは、助成金取下げ書(様式第 559 号)を機構都道府県支部に提出しなければなりません。

ただし、機構は取下げ書を提出した対象事業者に対して、当該取下げを認めない場合があります。

(3)認定の条件

次の事項が認定の条件となります。

この条件のいずれかに違反すると、認定が取り消され、助成金の受給はできなくなりますので、 注意してください。

イ 事業計画の実施記録の作成に関すること

対象事業者は、4ページ「5 支給対象となる障害者雇用相談援助事業等」の(1)に記載の事業計画の実施記録を作成し、利用事業主の確認を受けなければなりません。

□ 事業計画の変更に関すること

対象事業者は、認定に係る事業計画を変更する場合は、12 ページ「10 事業計画の変更 手続き等」の手続きを行わなければなりません(認定に係る事業計画を、当該認定を受ける 日よりも前に所定の手続きを経ずに変更することはできません。)。

八 出勤簿等の整備保管に関すること

利用事業主は、対象障害者を労働者として雇入れたことまたは継続して雇用する対象障害者の出勤状況および賃金の支払状況を明らかにする書類(雇用契約書等、出勤簿、賃金台帳等)を整備保管しなければなりません。

二 調査または要請等への対応に関すること

対象事業者は、機構が実施する障害者雇用相談援助事業等の実施状況等に関する調査その 他障害者雇用相談援助事業の適正な実施に関する要請に応じなければなりません。

また、利用事業主は、機構が必要に応じて実施する障害者雇用相談援助事業の実施状況等についての調査に協力しなければなりません。

ホ 認定申請書等の保存に関すること

対象事業者は、機構に提出した認定申請書(変更承認申請書を含みます。)および認定申請添付書類等の写しならびに認定通知書(変更承認通知書を含みます。)について、原則として、助成金の支給期間の終了後5年間が経過するまで保存しなければなりません。

へ イからホまでに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(4) 認定の取消し

受給資格の認定を受けた対象事業者が次のイからトまでのいずれかに該当する場合は、当該受 給資格の認定を取り消す場合があります。

なお、受給資格の認定を取り消したときは、助成金受給資格認定取消通知書(以下「認定取消 通知書」といいます。)により、その旨を対象事業者に通知します。

- イ 都道府県労働局長から受けている障害者雇用相談援助事業を実施する能力を有する者の 認定が取消された場合
- □ 受給資格の認定の取消しを申し出た場合
- 八 助成金の不正受給に該当した場合
- 二 認定を受けた後、1回目の支給請求に係る支給決定前に、「はじめに」ページ⑤「助成金の支給対象としない事業主」に該当することとなった場合または他の障害者雇用納付金関係助成金の不支給措置が執られた場合(支給決定の取消しを行った場合以外にこの助成金の支給決定日の翌日以降に該当することとなった場合を除きます。)
- ホ 認定条件に違反した場合(やむを得ない事由(注釈)がある場合を除きます。)
- へ 認定を受けた後、1回目の支給請求に係る支給決定前に、利用事業主が「はじめに」ページ⑤「助成金の支給対象としない事業主」に該当することとなった場合
- ト その他対象事業者または利用事業主の責めに帰すべき事由がある場合
- (注釈)「やむを得ない事由がある場合」とは、天災地変その他対象事業者の責めに帰することのできない理由により、上記7の(1)に掲げる各種書類の提出または手続の期限を過ぎることが見込まれる場合にあって、それぞれの提出または手続の期限の日までに事業主がその理由および猶予を希望する期間を明示した文書を届け出て、機構がこれを認める場合をいいます。

(5) 不正受給等の取扱い

偽りその他の不正の行為により助成金の認定申請をしたために不認定となった場合および(4) 八の理由により認定の取消しとなった場合は、「はじめに」ページ⑤「助成金の不正受給に該当した場合の措置」に記載の措置を執ります。

なお、悪質な場合は刑事事件として告訴する場合があります。

8 支給請求

(1)支給請求書の提出期限

支給請求を行う対象事業者は、次のイおよび口の支給請求の区分それぞれの期限までに、機構都道府県支部に支給請求書(様式第526号)および添付書類を提出してください。

ただし、支給請求を行う対象事業者が親事業主等に障害者雇用相談援助事業を行った特例子会 社である場合は、次のイの支給請求の区分の期限までに、機構都道府県支部に支給請求書(様式 第526号)および添付書類を提出してください。

支給請求添付書類のうち、天災地変その他対象事業者の責めに帰することのできない理由がある場合は、当該書類の提出時期を後日とすることができます。添付書類については、13 ページ「助成金受給のための提出書類」をご参照ください。

なお、審査にあたり必要に応じて 13 ページに記載の書類以外の書類の提出をお願いすることがあります。

イ 障害者雇用相談援助事業に係る支給請求

支給請求書の提出期限は、**障害者雇用相談援助事業を通じて利用事業主が障害者を対象とした求人(上記3の対象障害者以外の者のみが対象となる求人を除きます。)を公共職業安定所(ハローワーク)に申し込んだ日の属する月の翌々月末まで**です。

なお、親事業主等に障害者雇用相談援助事業を行った特例子会社である対象事業者の場合は、 **障害者雇用相談援助事業計画期間が終了した日の属する月の翌々月末まで**です。

ロ 対象障害者の雇入れおよび雇用継続に係る支給請求

上記イの事業の対象となった利用事業主が対象障害者を雇い入れ、さらに6か月以上の雇用継続を行った場合(障害者雇用相談援助事業計画期間内に6か月以上の期間が経過するものに限ります。)に支給請求をすることができます。

支給請求書の提出期限は、**障害者雇用相談援助事業計画期間が終了した日の属する月の** 翌々月末までです。

(2) 支給請求ができない場合

次のイまたは口に該当する場合は、助成金の支給請求はできません。

- イ 認定後に「はじめに」ページ⑤「助成金の支給対象としない事業主」のいずれかに該当することとなった場合または不支給措置が執られた場合
- □ 対象障害者の雇入れおよび雇用継続に係る助成金について、対象障害者が自己都合離職等 以外の離職をしている場合

(3)支給請求の取下げ

支給請求書の提出後に、この助成金の対象事業者、利用事業主、対象障害者または支給対象となる障害者雇用相談援助事業の要件に合致しない場合等により支給請求に係る手続きをやめようとするときは、助成金取下げ書(様式第 559 号)を機構都道府県支部に提出しなければなりません。

ただし、機構は取下げ書を提出した対象事業者に対して、当該取下げを認めない場合があります。

(4) 支給の条件

次の事項が支給の条件となります。この条件に違反すると助成金が支給されません。

- イ 支給請求に関すること
 - (イ)支給請求を行うことができる対象事業者は、助成金に係る受給資格の認定を受けた対象事業者です。
 - (口)上記(1)の提出期限までに、支給請求書を機構に提出しなければなりません。
- □ 事業計画の変更に関すること
 - (イ)対象事業者は、認定に係る事業計画の変更を行う場合は、12ページ「10事業計画の変更手続き等」の手続きを行わなければなりません。
 - (ロ)対象事業者は、認定に係る事業計画を、当該支給決定日の前に所定の手続を経ずに変更してはなりません。

ハ 支給請求書等の保存に関すること

対象事業者は、支給請求書および支給請求添付書類等の写しならびに支給決定通知書については、原則として、助成金の支給期間終了後5年間が経過するまで保存しなければなりません。

二 調査または要請等への対応に関すること

対象事業者は、機構が実施する障害者雇用相談援助事業の実施状況等に関する調査、その 他障害者雇用相談援助事業の適正な実施に関する要請に応じなければなりません。

また、利用事業主は、機構が必要に応じて実施する障害者雇用相談援助事業の実施状況等についての調査に協力しなければなりません。

ホ イから二までに掲げるもののほか、機構が必要と認める事項

(5) 不支給

次のイからチまでのいずれか1つでも該当する場合は、不支給となります。

- イ 都道府県労働局長から受けている障害者雇用相談援助事業を実施する能力を有する者の 認定が取り消された場合
- □ 対象事業者または利用事業主が障害者雇用納付金未納付事業主等である場合
- 八 助成金の不正受給に該当した場合
- 二 支給請求後から支給決定までに対象事業者又は利用事業主が「はじめに」ページ⑤「助成金 の支給対象としない事業主」に該当することとなった場合または不支給措置が執られた場合
- ホ 事業計画(12ページ「10 事業計画の変更手続き等」による変更があった場合、当該変更 後の事業計画をいいます。)に基づき支給対象となる障害者雇用相談援助事業の措置が実施さ れていない場合
- へ 対象障害者の雇入れおよび雇用継続の措置(上記(1)口)に係る助成について、対象障害者を6か月以上雇用していると認められない場合
- ト 未提出の支給請求添付書類や機構から提出を求められた書類を提出期限日までに提出しな い場合
- チ 対象事業者から提出された支給請求書に事実と異なる記載がある場合

(6) 支給決定の取消し

支給決定を受けた対象事業者が、支給決定後に次のイからへまでのいずれかに該当する場合は、支給決定を取り消す場合があります。

なお、支給決定の取消しを行った場合は、支給決定取消通知書により対象事業者に通知します。

- イ 支給決定の取消しを申し出た場合
- ロ 助成金の不正受給に該当していたことが支給決定後に判明した場合
- 八 不支給措置が執られた時点において、この助成金の支給決定をしたものの送金前である場合
- 二 支給条件に違反した場合(やむを得ない事由がある場合を除きます。)
- ホ 支給決定後に、支給対象外であることが判明した場合
- へ その他対象事業者または利用事業主の責めに帰すべき事由がある場合

(7) 不正受給等の取扱い

偽りその他の不正の行為により助成金の支給請求をしたまたは支給を受けた場合は、「はじめに」ページ⑥の「助成金の不正受給に該当した場合の措置」に記載の措置を執ります。

なお、悪質な場合は刑事事件として告訴する場合があります。

(8) 支給の終了

助成金の支給を受けている対象事業者が、次のイから木までのいずれかに該当する場合には、 該当するに至った日以降の助成金の支給を終了します。

なお、助成金の支給を終了する場合は、その旨を対象事業者に通知します。

- イ 助成金の不正受給により、上記(1)イの助成金の支給を受けたまたは上記(1)口の助成金の支給を受けようとした場合
- □ 上記(1) イの助成金の支給決定後に、「はじめに」ページ⑤「助成金の支給対象としない 事業主」のいずれかに該当することとなった場合
- 八 支給条件に違反した場合(やむを得ない事由がある場合(注釈)を除きます。)
- 二 対象事業者の倒産等により、助成金を支給することができなくなった場合
- ホ イから二までに掲げるもののほか、対象事業者の責めに帰すべき事由がある場合

(注釈)「やむを得ない事由がある場合」とは、天災地変その他対象事業者の責めに帰することのできない理由により、各種書類の提出または手続の期限を過ぎることが見込まれる場合にあって、それぞれの提出または手続の期限の日までに対象事業者がその理由および猶予を希望する期間を明示した文書を届け出て、機構がこれを認める場合をいいます。

9 助成金の返還

(1)返還が必要となる場合

この助成金の支給を受けた対象事業者が、次のイから二までのいずれかに該当する場合は、支給した助成金の全部または一部を返還していただきます。

- イ 支給決定後に、この助成金の受給資格の認定が取り消された場合
- □ 支給条件に違反等をして、支給済みの助成金に返納額が生じた場合(やむを得ない事由 (注 釈) がある場合を除きます。)
- 八 助成金を支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
- 二 その他対象事業者の責めに帰すべき事由がある場合
- (注釈)「やむを得ない事由がある場合」とは、天災地変その他対象事業者の責めに帰することのできない理由により、12 ページ「10 事業計画の変更手続き等」に係る書類の提出および手続の期限を超過することとなった場合であって、それぞれの提出または手続の期限の日までに対象事業者がその理由および猶予を希望する期間を明示した文書により届け出て、機構がこれを認める場合をいいます。

(2)助成金の不正受給への措置

助成金の支給を受けた対象事業者が不正受給に該当する場合は、「はじめに」ページ⑥「助成金の不正受給に該当した場合の措置」に記載の措置を執ります。

なお、悪質な場合は刑事事件として告訴する場合があります。

10 事業計画の変更手続き等

対象事業者は、認定申請書提出後、事業計画を変更する場合は、その変更内容について次の区分に により必要な書類を添付し、機構に対し届出または申請等を行わなければなりません(26ページ参照)。

(1) 事業計画変更の届出

対象事業者が認定申請書を提出し受理された後、認定決定までの間に、以下の事業計画の変更があったときは、変更を証明する書類が必要な場合はその書類を添付して、助成金事業・支援計画変更届(様式第552号)(以下「変更届」といいます。)を提出する必要があります。また、支給請求に係る以下の変更がある場合は、支給請求書の提出に併せて変更届を提出してください。

この際の認定または支給決定にあたっては、当該変更届の内容も踏まえて行います。

【変更内容】

対象事業者名、代表者、対象事業者所在地、事業所名または事業所所在地の変更 【添付書類】

対象事業者名等を変更する場合は、登記簿謄本(写)等の変更が確認できる書類を添付してく ださい。

(2) 事業計画変更承認申請

対象事業者は、認定から上記8(1)イの支給請求まで、または8(1)イの支給決定から8(1)口の支給請求までの期間において、認定申請または支給請求に係る以下の変更を行う場合は、それぞれに定める申請期限に従って、助成金事業・支援計画変更承認申請書(様式第551号)の提出が必要です。

なお、支給請求に併せて当該変更承認申請を行うことはできません。

この際の承認または不承認については、その旨を対象事業者に通知します。

- イ 認定を受けた事業計画の変更 提出期限は、当該変更を実施する日の前日までです。
- □ 対象事業者の合併もしくは統廃合または対象事業者の事業の譲渡等に伴う変更 提出期限は、<u>当該変更があったときに随時</u>です。 添付書類として、当該変更が確認できる登記簿謄本(写)を提出してください。

11 認定申請・支給請求手続きの委任

助成金の受給資格の認定または支給を受けようとする対象事業者は、「はじめに」ページ②の代理人等に助成金の手続きを代行または代理させることができます。

対象事業者が雇用する労働者(認定申請または支給請求に係る事業所の長を除きます。)または弁護士が代理人となる場合は、委任届(様式第 550 号)を認定申請または支給請求等に併せて提出する必要があります。

なお、代理人等が不受理措置を受けている場合は、当該措置を受けている期間においては、当該代理人等による届出、報告、証明その他の行為による助成金の手続きを代行または代理をすることはできません。



2 助成金受給のための提出書類

- 1. 助成金を受給するためには、次表の書類にチェックリストを添付して提出してください。 申請に必要な書類が整っているかについてチェックリストを用いて確認し、確認後のチェック リストは提出書類に添えてご提出ください。
- 2. 提出方法は以下のとおりです。
 - (1) 利用事業主の主たる事業所の所在地を管轄する支部に持参または郵送 提出部数は、様式が3部(「機構用」、「支部用」、「事業者用」)、添付書類が2部(「機構用」、 「支部用」)です。
 - (2) e-Gov 申請サービスを利用して送信e-Gov 申請を利用した申請書類の提出方法は、機構ホームページでご確認ください。【電子申請のご案内: https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/e-shinsei/index.html】
- 3. 次表の書類のほか、審査にあたって、他の関係書類を提出していただく場合があります。
- 4. 各種様式および記入例、チェックリストは、機構ホームページからダウンロードしてください。 【各種助成金様式ダウンロード: https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/sub04.html】

1 認定申請

提出期限は、事業計画を開始する日から起算して1か月前までです。

	提出書類	備考
1	支給要件確認申立書(様式第 540 号)	
2	障害者助成金受給資格認定申請書(20)(様式第 520 号)	
3	障害者雇用相談援助事業計画書(様式第 581 号)	
4	今回申請する措置について国等の機関から補助金等(本助成金の支給対象費用と同じ範囲の費用かつ同じ期間を対象とするものに限る。)を受ける場合は、当該補助金等の支給対象経費を明記した規程等および補助金等の対象項目別補助額を記載した補助金等申請書(写)または決定通知書(写)	・国等の機関から補助金等 を受けている場合に添付 ・決定していない場合は、 支給請求時に添付

2 支給請求

提出期限は、①障害者雇用相談援助事業を通じて利用事業主が障害者を対象とした求人(2ページ 3の支給対象障害者以外の者のみが対象となる求人を除きます。)を公共職業安定所に申し込んだ日 の属する月の翌々月末まで、および②障害者雇用相談援助事業計画期間が終了した日の属する月の 翌々月末までです。

	提出書類	備考
1	障害者助成金支給請求書(21)(様式第 626 号)	
2	障害者雇用相談援助事業実施状況報告書(様式第 582 号)	・障害者雇用相談援助事業実施分 および 対象障害者の雇入れ・雇用継続に係 る分 それぞれの支給請求時に添付
3	公共職業安定所に提出した求人票(写)	・障害者雇用相談援助事業実施分に添付(特例子会社が親事業主等に障害者雇用相談援助事業を行った場合を除きます。) 原則として公開求人であること
4	特例子会社から親会社または関係会社で、雇入れまたは出向したことがわかる書類 ・ 対象障害者の特例子会社における在籍証明(雇用契約書(写)等) ・ 対象障害者が特例子会社から親事業主等へ転籍(雇入れ)または出向したことがわかる書類 ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)(写) ・ 辞令等(写)	・特例子会社が親事業主等に障害 者雇用相談援助事業を行った場合 に添付
	支給対象障害者に該当することを証する書類	
5	・身体障害者 身体障害者手帳(写)	身体障害者手帳を所持しない者については、次のイおよび口による医師の診断書・意見書(原本または写し)を添付イ指定医または産業医による診断書・意見書(ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、指定医によるものに限ります。) ロイの診断書は、障害の種類および程度ならびに障害者雇用促進法別表に掲げる障害に該当する旨を記載したものとすること。

	提出書類	備考
5	・知的障害者 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターもしくは 精神保健指定医の判定書(対象障害者の知能指数および身辺処理能力 に関する意見を記入したもの)(写)、障害者職業センターの判定書(写) または療育手帳(写)	・対象障害者の雇入れ・雇用継続に 係る分または 特例子会社が親事業主等に障害者 雇用相談援助事業を行った場合に 添付
	·精神障害者 精神障害者保健福祉手帳(写)	
6	雇用契約書(写)、労働条件通知書(写)等 労働条件が確認できるもの	
7	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)(写)	・対象障害者の雇入れ・雇用継続に 係る分または 特例子会社が親事業主等に障害者 雇用相談援助事業を行った場合に 添付
8	雇用後6か月のタイムカード(写)、出勤簿(写)等の出勤状況が確認で きるもの、賃金台帳等(写)	
9	今回申請する措置について国等の機関から補助金等(本助成金の支給対象費用と同じ範囲の費用かつ同じ期間を対象とするものに限る。)を受ける場合は、当該補助金等の支給対象経費を明記した規程等および補助金等の対象項目別補助額を記載した補助金等申請書(写)または決定通知書(写)	認定申請時に添付した場合は不要

助成金間の併給調整 3

助成金の支給にあたっては、同一障害者について2種類以上の助成金を併給できない場合があります。概要は以下のとおりとなっていますのでご留意ください。
[表の見方]
1 表左側に記載の過去に受けた各助成金に対して、表上部に記載の認定申請しようとする他の助成金(以下「当該助成金」)との併給調整の概要が表示されています。
2 ※: 同一障害者をもって当該助成金は受給できません。
▲: 同一期間及び同一障害者をもって当該助成金は受給できません。(両助成金の支給要件を満たす場合は企業在籍型職場適応援助者助成金、企業在籍型職場適応援助者の中ム: 同一期間及び同一障害者をもって当該助成金は受給できません(併用・中断不可)。
○: 同一事業所や同一施設をもって当該助成金は受給できません(併用・中断不可)。
○: 同一事業所や同一施設をもって当該助成金は受給できないなどの調整があります。
◎: 住宅を設置しなかった場合に限り受給できます。ただし、支給限度額は、過去に受給した重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額とその限度額の差額と、住宅の新□: 同一の事由をもって、当該助成金は受給できません。
■: 同一の障害の種類について、当該助成金は受給できません。(最後の支給決定日の翌日から起算して4年間が経過しているものを除く。)
1 旧制度の「重度障害者職場適応助成金」については、平成7年9月30日以前に受給資格の認定を受理したものは除きます。
1 旧制度の「重度障害者特別雇用管理助成金」の対象となった障害者については、口内の記載の助成金中「障害者介助等助成金」及び「重度障害者等通勤対策助成金」のそれぞれに

4	旧削長の三里反陣告有付別権用官理助成立」の対象			施設			施設					71-73 13									介助等	
\	認定申請しようと	第	第	第	第	事	団	職	中	中	職	職	職	職	職	職	配手	委手	手	手	中手	中手
		1 種	2 種	1 種	第 2 種	業主	体	場復帰	途障害者等技能習得支援	高年齢等障害者技能習得支	職場介	場介助者の委嘱	職場介助者の	場介	場介助者の	職場介	置話通	嘱話通	話通	話通	高話 年通	高話 年通
	する助成金	1至	1至		•			帰	害	齢	助	助	助	助者	助	助者	訳	况	訳	訳	齢訳	齢訳
		設	賃	中高	中高			支援	省 等	等障	が助者の	者の	者の	の	首の	の	要	要	担当	担当	等担当	等担当
\	±1-=111	置	借	高年齢	高年齢			322	技	害	配	委	配置	委嘱	配置	委嘱	要約筆記等担当者	要約筆	訳担当者等	訳担当者等の委	当者等の	当者等の委嘱
	去に受けた			等	等				習	技	置	喁	•	•	•	鳴	書記	書記	の	すの	すの	うの
また	とは受けている \			設	賃				得古	能羽			継続	継続	中	中高	等中	記等担当者	配置	委嘱	配置	委嘱
助品	成金			置	借				援	得			続措	続措	高年齢	年	当	当	•		·	19(19)
2757	XIII									支援			置	置	齢等	齢 等	者の	者の	継続	継続		
	第1種(設置)									,,,,					-,3	-,3	• • •	• ,	450	470		
作業	作 業 第2種(賃借) 施 設 第1種·中高年齢等(設置)			*	*																	
施	第2種·中高年齡等(賃借)			*	*																	
設	雇入れ 第1種(設置)(旧) 設 備 第2種(賃借)(旧)																					
	害者職場適応(旧)					0%					*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
福祉施設	団体					0%	0%															
	職場復帰支援 中途障害者等技能習得支援																					
	中高年齡等障害者技能習得支援								_	*												
	職場介助者の配置職場介助者の委嘱										*	* *										
	職場介助者の配置・継続 職場介助者の委嘱・継続												*	**								
	職場介助者の配置・中高年齢等												^	^	*	*						
	職場介助者の委嘱・中高年齢等 手話通訳・要約筆記等担当者の配置														*	**	*	*				
	手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱																*	*				
	手話通訳・要約筆記等担当者の配置・継続 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱・継続																		<u>**</u>	*		
障	手話通訳等配置·中高年齢等 手話通訳等委嘱·中高年齢等																				* *	* *
害者	職場支援員の配置										Δ	Δ	À	Ā	Δ	Δ					^	^
介	職場支援員の委嘱 職場支援員の配置・中高年齢等										Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ						
助等	職場支援員の委嘱・中高年齢等										Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ						
	健康相談医の委嘱 職業生活相談支援専門員の配置																					
	職業生活相談支援専門員の委嘱 職業能力開発向上支援専門員の配置																					
	職業能力開発向上支援専門員の委嘱																					
	重度訪問介護サービス利用者等職場介助 健康相談医師の委嘱(旧)										Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ						
	職業コンサルタントの配置(旧)																					
	職業コンサルタントの委嘱(旧) 重度中途障害者等職場適応(旧)										*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	在宅勤務コーディネーター配置(旧) 在宅勤務コーディネーター委嘱(旧)																					
	業務遂行援助者配置(旧)																					
1740.10	障害者相談窓口担当者配置(旧) 訪問型職場適応援助者																					
職場適応	訪問型職場適応援助者 企業在野野場等を提出する。										A	A	A	A	A	A						
援助者	訪問型職場適応援助者·中高年齡等 企業在籍型職場適応援助者·中高年齡等										•	•	A	A	A	A						
住日	高の新築(旧) 事業主 団体																					
重住	色の賃借																					
度指導	事業主 団体																					
害 住	2手当の支払																					
₹	別用バスの購入																					
通勤通	勤用バス運転従事者の委嘱 団体																					
対通	別援助者の委嘱																					
诵鲜	巨場の賃借 助用自動車の購入																					
重	度訪問介護サービス利用者等通勤援助 の賃借に係る手当の支払(旧)																					
通勤用	自動車の賃借(旧)																					
通勤用	自動車の購入に係る手当の支払(旧)																					
重度障	自動車の賃借に係る手当の支払(旧) 書者多数雇用事業所施設設置等助成金	*	*	*	*	0	0															
重度	第1種 (設置)(旧) 第2種 (改善)(旧)	* *	** **	*	* *	00	00															
多数	第2種 (更新)(旧)	*	*	*	*	ŏ	ŏ															
	第1種 (設置)(旧) 第2種 (賃借)(旧)																					
重度中流	金障害者等職場適応(旧) 第1種(施設設置等)	0				0					*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
能力 開発	第2種(運堂費)		0	0	0		0															
	第1種(施設設置費)(旧) 雇用相談援助助成金	0	0	0	0	0	0															
平古白	生円1日以及以以以正																					

高年齢等措置に係る助成金が優先されます)。

築等助成金の限度額とのいずれか低いほうになります。

該当する項目に当てはめてください。

					./= = (-					罪	战場適同	5援助	皆					重度	障害者	等通勤	対策					重度	能力	開発	障害
職場支援員の配置	職場支援員の委嘱	職場支援員の配置・中京	職場支援員の委嘱・中京	健康相談医の委嘱	職業生活相談支援専門員の	職業生活相談支援専門員の委嘱	配置配置の開発向上支援専門員の職業能力開発向上支援専門員の	委嘱職業能力開発向上支援専門員の	介助者等資質向上措置	職場介助重度訪問介護サービス記	訪問型職場適応援助者	企業在籍型職場適応援助者	年齡等 訪問型職場適応援助者・	中高年齢等企業在籍型職場適応援助者	住宅の賃借		旨導員の記置	住宅手当の支払		通勤用バスの購入		通勤用バス運転従事者	通勤援助者の委嘱	駐車場の賃借	通勤用自動車の購入	通勤援助重度訪問介護サービス利用者等	重度障害者多数雇用事業所施設設置等	第1種(施設設置費)	第2種(運営費)	障害者雇用相談援助
		中高年齢等	中高年齢等		貝の配置	貝の委嘱	専門員の	専門員の		ビス利用者等		者	中高	者・		事業主	体		事業主	体	事業主	体				用者等		0		
																											* * * * * *	0000		
				*	*	*																					*	0		
Δ	Δ	Δ	Δ							Δ		A		A																
Δ	Δ	Δ	Δ							Δ		A		A																
Δ	Δ	Δ Δ ※ ※	Δ Δ ※ ※		Δ	Δ						A A A		A A A																
Δ	Δ	Δ	Δ	*	* *	* *	* *	<u>*</u>				A		A																
Δ	Δ	Δ	Δ	*	* *	* *	7.1					A		A																
Δ	Δ	Δ	Δ	*	* * * *	* * * * *						A		A																
A	A	A	A		A	A					A	A A A	A	A A A																
															* * *	* *	* *	* * *	* * *	* * *	* * *	* * *		* * *	* * *		0	0		
															* * * *			* * * * *	* * *	* * *	* * *	* * * *		* * * * * *	* * * * * *					
															* * *			* * *	* *	* *	* * *	* * *	*	*	* *	Δ				
															* * * * *			* * * *	* * * *	* * * * *	* * * *	* * * * *	Δ	*	* * *					
																											\'\	0		
				*	*	*																					<u>*</u>	0		
																											0	0		

4 認定申請書等の記入方法・記入上の注意

申請にあたっては、認定申請書以外に添付書類が必要となります。

〔提出方法〕提出方法は以下のとおりです。

(1) 利用事業主の主たる事業所の住所地を管轄する支部に持参または郵送 提出部数は、様式が3部(「機構用」、「支部用」、「事業者用」)、 添付書類が2部(「機構用」、「支部用」)です。

(2) e-Gov 申請サービスを利用して送信

e-Gov 申請を利用した申請書類の提出方法は、機構ホームページでご確認ください。

【電子申請のご案内: https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/e-shinsei/index.html】

〔提出期限〕事業計画を開始する日から起算して1か月前まで

1 障害者助成金受給資格認定申請書(20)(様式第520号)の記入方法

1 事業所コード

過去に当機構の助成金を活用した事業所のある対象事業者である場合は、その際に付番された事業所コードを記入してください。

不明な場合は、利用事業主の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県支部にお問い合わせください。

2 申請事業者

都道府県労働局から受給資格認定を受けた申請に係る事業者(認定事業者)を記入してください。 法人番号は、国税庁が指定する株式会社などの法人等が持つ 13 桁の番号です。

3 申請に係る事業所

都道府県労働局から障害者雇用相談援助事業の受給資格認定を受けた事業所を記入してください。

- 4 本社または主たる事業所の雇用保険適用事業所番号 本社または主たる事業所の雇用保険適用事業所番号を記入してください。
- 5 助成金受給資格認定通知書の送付先 希望する送付先にチェックをしてください。
- 6 特例子会社の該当・非該当 該当する箇所にチェックを記入してください。
- 7 主たる事業の産業分類および産業中分類番号 総務省の定める日本標準産業分類より記入してください。
- 8 連絡先

担当者の所属・氏名・電話番号を記入してください。

- 9 提出代行者 事務代理者 代理人 代理人または社会保険労務士が手続を代行する場合に記入してください。
- 10 障害者雇用相談援助事業者の概要

都道府県労働局へ届け出た内容のとおり記載してください。 ③ウについて、一の対象事業者における 1 人の事業実施者あたり、年間(各年の 4 月 1 日から翌年の 3月 31 日まで)30 件が上限となります。

11 利用事業主及び支援計画の概要 利用事業主に確認のうえ、記載してください。

4 認定申請書等の記入方法・記入上の注意 •

	様式第520号																
		障害者助成会障害	金受給資格 香者雇用相			-	0)			障害者原	雇用相談	を記載し	削	を開始	する		
		事業所コード								1か月雨	すまでに	申請する	5必要	かあり	ます。	•	
		カ成金の受給資格の 人高齢・障害・求耶					;す。 年	月	F	3							
		本 社 所 在 地 (¹	= _)												
2		本 任 別 任 地 (フリカ゛ナ)	1		,					本社	又は主た	る事業所の	の雇用	保険適月	月事業	所番号	4
	申請事業者	事業者名															
		法 人 番 号 (フリガナ) 代表者の									助成金	受給資格!		知書の追		i	5
		役職及7ド氏名									特	例子会社の	の該当	非該当	á		
3	申請に係る 事業所	所在地 (*	〒 –)						□該当			非該		5.0	6
		(フリカ゛ナ)								王	たる事業	きの産業分	類及し	序座業甲	分類	首号	7
		事業所名															
8	連絡先	名称及び担当部課	名					氏 名	7			電話番	号				
		□ 提出代行者		大理者	代	理人											
9	提出代行者 事務代理者 代理人	住所	(〒)					電話番	号				
		事務所名										職名・	氏名				
	1 障害者雇	用相談援助事業者の							事業者の記 のうち、こ							出書	
	①障害者雇用	相談援助事業者の記	認定を受け	た労働	局名				労働局②	②申請に係	《る事業》	軍営責任者	名				
10	③申請に係る	事業実施者												•			
	ア氏名			イ事	1 1111				害者雇用権いる者の記		事業者に.	おいて		該当		非該当	
	(イが有の	F度に助成金の対象 D場合は、申請事業 の実施した回数を行	(者とは別の)障害者				業者にお	おいて助成	(金の対象	となる村	目談				口	
	2 利用事業	主及び支援計画の杮	既要(障害	者雇用	相談援助	助事:	業計画	書は添	付の様式賃	第581号の	とおり。)					の数」は と「短時
	①利用事業主	法人番号			②利用	事業	美主名						_				人数です。
	③除外率設定	事業所の有無	□ 有		無	41	企業規	摸		企業 [] 中小:	企業		7			
	同設定事	業所名					主たる事	事業の産業	中分類名・同中	中分類番号							
4.4	産業中分	類名					資本	金の額	出資の約	総額						円	
11	産業中分	類番号					常時	雇用す	る労働者の	り数			*			人	
	該当	の親事業主又は関係		;	親事業3	È [] 関	係会社	⑥障害者	≨雇用0人	.事業主の	D該当		該当		非該当	
	⑦障害者法定	雇用率未達成事業	主の該当		該当] 非	該当	⑧就労維	±続支援 A	型事業原	所の有無		有		#	
	3 補助金等と の調整	① 支給対象費用 対象とする国等の 関からの補助金等 受給の有無	機 📙	有無	② ① (支給和 (補助:	機関名	占)	合、補 助	 加金等の支	給機関名	及び補助	力事業名	③ 補	助金等	の額	円	
		審査結果			1			認定		•	不認定						
	※処理欄	認定日		年	月		月		認定	番号							

2 障害者雇用相談援助事業計画書(様式第 581 号)の記入方法

様式第581号

障害者雇用相談援助事業計画書

利用事業主名					代表者役職•	氏名	
事業計画期間	年	月日	∃から ▶ 年	月 日まで	訪問予定	B	年 月 日
′経営陣の理解促進							<u> </u>
		原	₹則として、 <u>1</u>	上年が限度となります	f .	訪問	回の訪問を計画する」 が確実な1日を記載 さい。
障害者雇用推進体	制の構築				U	\/.	
			利	用事業主の了承を	:得たうえで、		
、 利用事業主内での	障害者雇用の理解促進		申	請事業者が支援す	る内容につい	ΛT	
			具	体的に記載してく	ださい。		
			利	用事業主において	、イから八	までの	うち
利用事業主内にお	ける職務の創出・選定		既	にノウハウを有す	る項目がある	る場合	は、
			省	略することも可能	きですが、イ	からハ	までの
			全	部の項目を省略す	ることはで	きませ	ん。
・採用・雇用方針の浴	 夬定						
、求人の申込みに向]けた準備など募集や採	用活動の)準備				
利用事業主内の支	援体制等の環境整備						
採用後の雇用答用							
都道府県	景労働局に認定を受け	ナた共同	実施者につい	へて記載してください	۱,		
特例子会社から親望	事業主又は関係会社に担	采用される	る又は出向させる	る人数等(特例子会社で	:該当する場合に	のみ記	入)
	人	支援計i	画期間終了後の	予定人数	人		
:同実施者	□ 有 (共同実施	者:) □ 無
ミ地調査等の利用事	□ 独立行政法人高齢			機構が助成金の支給に	係る審査に必要	な事項に	こついて確認
主等の同意	又は実地調査を行		刀します。		± 44.31 == ± 24.50	→ / ♂ ↓ □	1
	事業計画書作成者(事業 (〒 –)	〔者〕 		障害者雇用相談援助事	事業計画書傩認	者(利用)	
				"	(-	,	
実地調査等の	協力について、利用]事業主	等の同意が必	要です。			
事業者名				事業主名			
代表者役職·氏名				代表者役職·氏名			
F成担当者役職·氏名				作成担当者役職·氏名			
連絡先電話番号				連絡先電話番号			

支給要件確認申立書(様式第540号)の記入方法(表面)

支給要件確認申立書 助成金) 事業主記載事項 ○ 事業活動等に係る状況(はい又はいいえのどちらかを〇で囲んでください。) (裏面の「記載にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答ぐ 「障害者雇用相談援助」と記載してください。 1 障害者雇用納付金関係助成金の不正受給等により不支給措置が執られ 2 労働関係法令違反により送検処分を受けている。 (はい・ いいえ) 認定申請を行おうとする日の前日から起算して過去1年以内に当該処分を受けた。 3 関係法令で社会保険等(厚生年金保険、健康保険、雇用保険等)の加入が義務付けられている事業主等 (はい・ いいえ) であって、加入していない又は加入していても当該支給対象障害者等の社会保険料等を支払っていない。 4 助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律 第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条 第13項に規定する接客業務受託営業を行っている事業主である。 (はい・ いいえ) 5 次の(1)~(8)までに掲げるいずれかに該当する暴力団関係事業所の事業主である。 (はい・ いいえ) (1)事業主、又は事業主が法人である場合、当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者 その他これに準ずる者(以下「役員等」という。)のうちに暴力団員に該当する者がいる (2) 暴力団員をその業務に従事させ、又は従事させるおそれがある。 申請事業者および利用事業主について (3) 暴力団員がその事業活動を支配している。 回答してください。 (4) 暴力団員が経営に実質的に関与している。 (5) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力 又は暴力団員を利用するなどしている。 (6) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、 運営に協力し、若しくは関与している。 (7) 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を 有している。 (8) (1)から(4)までに該当する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている。 役員等が、破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活 (はい・ いいえ)

動を行った又は行う恐れがある団体等に属している。

7 役員等の氏名、役職及び牛年月日が記載されている別紙「役員等一覧」又は同内容の記載がある書類を添付している。

(はい・ いいえ)

8 次の(1)から(3)までに掲げる事項全てについて、あらかじめ同意する。

(はい・ いいえ)

(1)独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)が助成金の支給に係る 審査等に必要な事項について確認・実地調査を行う際に協力すること。

(2)不正受給を行った場合、機構が不支給措置を講じるほか、当該事業主名等を公表すること。

(3) 不正受給等により受給した助成会又はその他の詩求会(①不正受給により返還を求められた額 ②不正 日まで、年3%の割合で算定した延滞金、 頃)を返還又は納付等すること。 受給の 利用事業主名を記載してください。 ③不正

1から8まで記載事項については、いずれも相違なく、変更が生じた場合は速やかに

認定申請書に記載した申請日と同じ日を記載してください。

その他の審査に必要な事項についての確認を機構が行う場合には協力します。 申請するの成金が障害者雇用相談援助助成金である場合においては、障害者雇用相談援助事業を実施する事業主 (利用事業主名)について、上記1から6までに掲げるいずれの事項にも該当しないことを確認しました。これについても変更が生じた場合は速やかに申し出ます。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

申請事業主	所在地	
	事業主名	
	法人番号	
	代表者の役職及び氏名	
申請に係る 事業所	<u>所在地</u> 申請事業者について記載してください。	
争未历	事業所名	J
連絡先		電話番号
代理人又は 社会保険労務士	。 能力地	電話番号
(提出代行者・事務代 理者の表示)	4	
	氏名	EN : 9
(東本に姓人)	NO.	

5 支給請求書等の記入方法・記入上の注意

請求にあたっては、支給請求書以外に添付書類が必要となります。

〔提出方法〕提出方法は以下のとおりです。

(1) 利用事業主の主たる事業所の住所地を管轄する支部に持参または郵送 提出部数は、様式が3部(「機構用」、「支部用」、「事業者用」)、 添付書類が2部(「機構用」、「支部用」)です。

(2) e-Gov 申請サービスを利用して送信

e-Gov 申請を利用した申請書類の提出方法は、機構ホームページでご確認ください。

【電子申請のご案内: https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/e-shinsei/index.html】

〔提出期限〕①**障害者雇用相談援助事業**

障害者雇用相談援助事業を通じて利用事業主が障害者を対象とした求人(対象障害者以外の者のみが対象となる求人を除きます。)を公共職業安定所に申し込んだ日の属する 月の翌々月末まで

- ※親事業主等に障害者雇用相談援助事業を行った特例子会社である対象事業者は、 障害者雇用相談援助事業計画期間が終了した日の属する月の翌々月末まで
- ②対象障害者の雇入れおよび雇用継続

利用事業主が対象障害者を雇い入れ、さらに6か月以上の雇用継続を行った場合(障害者雇用相談援助事業計画期間内に6か月以上の期間が経過するものに限ります。)で、障害者雇用相談援助事業計画期間が終了した日の属する月の翌々月末まで

1 障害者助成金支給請求書(21)(様式第626号)の記入方法

1 事業所コード

認定通知書の左上に記載されている事業所コードを記入してください。不明な場合は、申請書類を提出した都道府県支部にお問い合わせください。

2 請求事業者

都道府県労働局から受給資格認定を受けた申請に係る事業者(認定事業者)を記入してください。 法人番号は、国税庁が指定する株式会社などの法人等が持つ 13 桁の番号です。

3 請求に係る事業所

都道府県労働局から障害者雇用相談援助事業の受給資格認定を受けた事業所を記入してください。

4 助成金の種類

支給請求を行う助成金を○で囲んでください。

5 助成金振込希望金融機関

- 助成金の送金を希望する金融機関名、支店名、コード番号、口座種別(該当するものにチェック)、口 - 座番号、口座名義を記入してください。

6 連絡先

担当者の所属・氏名・電話番号を記入してください。

- 7 提出代行者 事務代理者 代理人 代理人または社会保険労務士が手続を代行する場合に記入してください。
- 8 支給請求に係る利用事業主 利用事業主について記入してください。
- 9 障害者雇用相談援助事業に係る支給請求 支給請求額は、利用事業主1社あたり 60 万円(中小企業または除外率設定業種の利用事業主は1社 あたり80万円)を記入してください。
- 10 対象障害者の雇入れ及び雇用継続に係る支給請求

「対象障害者の雇入れおよび雇用継続」について支給請求する場合のみ記入してください。 支給請求額は、雇入れおよび雇用継続をした対象障害者の人数(注釈)に支給単価(7万5千円)(利用 事業主が中小企業または除外率設定業種の事業主である場合は、10万円)を乗じた額となります。 (注釈)対象障害者は、4人までが上限となります。

									. [5 _号	統語		等の	記入方	法・記入	۲	注音 ■	
	様式第626号	障	者助成。 音者雇)					日を	記載して	ください。	受理年	≒月日	
	次のとおり助成 独立行政法人高	金の支給を多	ード 受けたいの				殿	年		月	F	الأ		請求を行 さい。	うう助成金の	このを	記載して	
2	請求事業者	本 社 所 (7リカ 法 (7リガ 代	主名 番号 (†) の役	<u>-</u>	_)					・障害: ・対象 助成金	者雇用相障害者(目談援助事 の雇入れ及	び雇用継続に 決定通知書の	係る助成 送付先 事業所	え金 コード番号	4
3	請求に係る 事業所	所在地 (フリガナ 事業所な	*	- -	_)					金融機 支店 口座:	F名 種別 番号	□ 普通 	□ 当座		コード番号その他	5
6	連絡先	名称及び担	当部課名					氏	名			口座	名義	電記	舌番号			
7	提出代行者 事務代理者 代理人	□ 提出代 住所 事務所名	(〒	事務f 	大理者	; [)	■人							舌番号			
0	1 支給請求に係	系る利用事業	主															1
8	認定番号			禾	川用事	業主名	,							代表者名				
	2 障害者雇用相	目談援助事業	に係る支紅	給請求														1
9	①実施状況報告書	ŧ	様式第	582号記載	載のと	おり。			②公:	共職業	安定所に	求人票を	と提出し	た日	年	三月	日	
	支給請求額			円 (60	万円ス	ては80	万円(利	利用事	事業主	が中小	企業事業	美主又は 🏻	除外率記	投定業種で	ある場合))			
	3 対象障害者の フリガラ 氏 名 ①	-	生年		Т.		特例子: 1年月日				は関係会	T	援したり が働者の			せた者を 険被保険		
10	3										孫る支 さい。	給請す	えをす	ె శ				
	4																	
	支給請求額 4 支給要件確認		(対象障:		人	×(支約	給単価)		F	円 (1人)	当たり7万5千	円又は10万円	円(利用事	業主が中小企	美事業主又は除外率	設定業種事業	業主である場合)))

(R7.4.1)

円

※支給要件確認申立書の内容は裏面を確認してください。万が一、認定申請時と変更がある場合、認定取り消しとなる場合があります。

③ 補助金等の額

日 支給決定番号

② ①で有の場合、補助金等の支給機関名及び補助事業名

支給

.

不支給

支給決定額

□ 有

□ 無

年

月

(支給機関名)

(補助事業名)

① 支給対象費用を対象とする国等の機関からの補助金等の受給の有無

審査結果

支給決定日

5 補助金等と の調整

※処理欄

2 障害者雇用相談援助事業実施状況報告書(様式第582号)の記入方法

様式第582号

障害者雇用相談援助事業実施状況報告書

計画	期間	年	月	日から	年	月	日まで	認定	番号		
変更後の計画	面期間(※1)	年	月	目から	年	月	目まで	本事業に係る	る事業実施者		
事業計画に	基づき、障害	者雇用相談	後援助	事業を実施	し、又は	実施	を受け、以下	の取り組みを	行いました。		
イ 経営陣の野	里解促進										
口 障害者雇用	用推進体制の)構築									
ハ 利用事業	主内での障害	€老雇用の1	里解化	 足進	申詞	清事	業者が実施	した障害者	雇用相談援	助事業の	-
11/11 7 /	工17(771年)	J 11/E/13*/*	-1-/1⊤ I	~_^_					て記載して		
								_,			
二 利用事業	主内における	職務の創出	1•選	 定							/
ホ 採用・雇用	方針の決定										
へ 求人の申	ほかに向けた	- 淮 <i>佳わ</i> びき	1年夕	かが田汗動の	淮儘						
* 水人の中:	込みに回けた	- 毕畑なる参	*果~	7休用伯男(//	/-1年//用						
ト 利用事業主	上内の支援体	制等の環境	整 備	i i							
チ 採用後の	雇用管理や職	機場定着等	(*2))							
22 (S.III.) 2 mile				1.	. 6.0	<i>((</i> , -,)	E 2 60 10 1	Price with a last Mr.			
リ 採用した障 ル 採用後6ヵ		を陪生老の	5.t.				月を経過した		K l r		人(※3)
報告者(障害				机力 胚形(人)	反八至尹	- 1	報告者(利用		X		人(※3、※4)
	(〒 -)	'				取口石 (小)の	(〒 -)		
住 所							住 所				
事業者名							事業主名				
代表者役	職·氏名					\neg	代表者役	で職・氏名			
作成担当者役職•氏名							作成担当者	役職•氏名			
連絡先電話番号							連絡先電話番号				

^{※1} 計画期間については、認定を受けた計画期間を記載し、機構の承認を受けて計画期間を変更した場合は、変更後の計画期間も併せて記載すること。 ※2 チについては、1回目の支給請求の際に取組が完了していない場合には、取組中又は取組予定の事項を記載し、2回目の支給請求時に実際に実施 した内容を記載すること。なお、2回目の支給請求を行わない場合には、計画終了時点で実施した取組について報告すること。

^{※3} リ、ヌ及びルについては、2回目「対象障害者の雇入れた場合」には、計画は、かが、大阪については、2回目「対象障害者の雇入れた機会制成金」の支給請求時に記載すること。 ※4 ルについては、「ヌ 採用後6か月を経過した障害者数」のうち、就労継続支援A型事業所に採用された障害者(就労継続支援A型事業所の利用者以外の障害者も含む。)の人数を記載すること。該当なしの場合は0人と記載すること。

6 変更事項に係る届け出について

認定申請および支給請求に係る変更があった場合は、以下のとおり変更の届け出が必要です。

障害者雇用相談援助助成金については、支給請求が2回(障害者雇用相談援助事業の実施に係る支給請求、雇入れおよび雇用継続に係る支給請求)できるため、障害者雇用相談援助事業の実施に係る支給請求を「1回目」、雇入れおよび雇用継続に係る支給請求を「2回目」と記載しています。

◆認定申請書の提出から認定まで、支給請求書の提出から支給決定まで

		変更事項	変更届 (様式第552号)	変更承認 申請書 (様式第551号)	提出時期等	添付書類
対	1	対象事業者名	0		変更が生じたとき	
象事	2	対象事業者所在地	0		ıı .	登記簿謄本(写)等、
業者に	3	事業所名	0		ıı .	当該変更が確認できるもの ※ホームページ等で確認できる場合は、
関す	4	事業所所在地	0		"	その写し
る 変 更	5	代表者名	0		"	
	6	助成金振込先の変更	0		2回目の支給請求時に変更の場合は、 支給請求書に記載してください。	不要

◆認定から1回目の支給請求書の提出まで、1回目の支給決定から2回目の支給請求書の提出まで

		変更事項	変更届 (様式第552号)	変更承認 申請書 (様式第551号)	提出時期等	添付書類	
	1	対象事業者名	0		変更が生じたとき		
対	2	対象事業者所在地	0		"	登記簿謄本(写)等、	
象事	3	事業所名	0		II .	当該変更が確認できるもの ※ホームページ等で確認できる場合は、	
業者	4	事業所所在地	0		ıı .	その写し	
に 関 す	5	代表者名	0		II .		
る 変 更	6	助成金振込先の変更	0		2回目の支給請求時に変更の場合は、 支給請求書に記載してください。	不要	
*	7	対象事業者の合併または統廃合		0	変更しようとする日の前日まで	登記簿謄本 (写) 等、 当該変更が確認できるもの	
	8	対象事業者の事業の譲渡等		0	変更が生じたとき	登記簿謄本 (写) 等、 当該変更が確認できるもの	
事業計画に関する変更	9	認定を受けた事業計画の変更		0	変更しようとする日の前日まで	計画を変更したことが分かる書類	

[※] 表では、助成金事業・支援計画変更届(様式第552号)を「変更届(様式第552号)」、助成金事業・支援計画変更承認申請書 (様式第551号)を「変更承認申請書(様式第551号)」と省略して記載しています。

[※] 支給請求時に変更する場合は、支給請求書の提出に併せて、その変更を証する書類を添付した変更届を提出してください。

[※] 支給請求書の提出に併せて、変更承認申請をすることはできません。

[※] 審査の必要に応じて、表に記載している以外の書類の提出を求める場合があります。

MEMO

JEEDお問い合わせ先



JEEDの助成金等に関する申請手続き等については、JEED都道府県支部高齢・障害者業務課 (東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)にお問い合わせください。

名称	所 在 地	電話番号
北海道支部 高齢・障害者業務課	〒 063-0804 札幌市西区二十四軒 4 条 1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351
	〒 030-0822 青森市中央 3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125
岩手支部 高齢・障害者業務課	〒 020-0024 盛岡市菜園 1-12-18 菜園センタービル 3 階	019-654-2081
宮城支部 高齢・障害者業務課	〒 985-8550 多賀城市明月 2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288
秋田支部 高齢・障害者業務課	〒 010-0101 潟上市天王字上北野 4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801
山形支部 高齢・障害者業務課	〒 990-2161 山形市漆山 1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567
福島支部 高齢・障害者業務課	〒 960-8054 福島市三河北町 7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510
茨城支部 高齢・障害者業務課	〒 310-0803 水戸市城南 1-4-7 第 5 プリンスビル 5 階	029-300-1215
栃木支部 高齢・障害者業務課	〒 320-0072 宇都宮市若草 1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226
群馬支部 高齢・障害者業務課	〒 379-2154 前橋市天川大島町 130-1 ハローワーク前橋 3 階	027-287-1511
埼玉支部 高齢・障害者業務課	〒 336-0931 さいたま市緑区原山 2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112
千葉支部 高齢・障害者業務課	〒 263-0004 千葉市稲毛区六方町 274 千葉職業能力開発促進センター内	043-304-7730
東京支部 高齢・障害者窓口サービス課	〒 130-0022 墨田区江東橋 2-19-12 ハローワーク墨田 5 階	03-5638-2284
神奈川支部 高齢・障害者業務課	〒 241-0824 横浜市旭区南希望が丘 78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010
新潟支部 高齢・障害者業務課	〒 951-8061 新潟市中央区西堀通 6-866 NEXT21 ビル 12 階	025-226-6011
富山支部 高齢・障害者業務課	〒 933-0982 高岡市八ケ 55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881
石川支部 高齢・障害者業務課	〒 920-0352 金沢市観音堂町へ -1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001
福井支部 高齢・障害者業務課	〒 915-0853 越前市行松町 25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021
山梨支部 高齢・障害者業務課	〒 400-0854 甲府市中小河原町 403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723
長野支部 高齢・障害者業務課	〒 381-0043 長野市吉田 4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001
岐阜支部 高齢・障害者業務課	〒 500-8842 岐阜市金町 5-25 G-front II 7 階	058-265-5823
静岡支部 高齢・障害者業務課	〒 422-8033 静岡市駿河区登呂 3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622
愛知支部 高齢・障害者業務課	〒 460-0003 名古屋市中区錦 1-10-1 M Iテラス名古屋伏見 4 階	052-218-3385
三重支部 高齢・障害者業務課	〒 514-0002 津市島崎町 327-1	059-213-9255
滋賀支部 高齢・障害者業務課	〒 520-0856 大津市光が丘町 3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214
京都支部 高齢・障害者業務課	〒 617-0843 長岡京市友岡 1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481
大阪支部 高齢・障害者窓口サービス課	〒 566-0022 摂津市三島 1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722
兵庫支部 高齢・障害者業務課	〒 661-0045 尼崎市武庫豊町 3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201
奈良支部 高齢・障害者業務課	〒 634-0033 橿原市城殿町 433 奈良職業能力開発促進センター内	0744-22-5232
和歌山支部 高齢・障害者業務課	〒 640-8483 和歌山市園部 1276 番地 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900
鳥取支部 高齢・障害者業務課	〒 689-1112 鳥取市若葉台南 7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803
島根支部 高齢・障害者業務課	〒 690-0001 松江市東朝日町 267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677
岡山支部 高齢・障害者業務課	〒 700-0951 岡山市北区田中 580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166
広島支部 高齢・障害者業務課	〒 730-0825 広島市中区光南 5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150
山口支部 高齢・障害者業務課	〒 753-0861 山口市矢原 1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050
徳島支部 高齢・障害者業務課	〒 770-0823 徳島市出来島本町 1-5	088-611-2388
香川支部 高齢・障害者業務課	〒 761-8063 高松市花ノ宮町 2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791
愛媛支部 高齢・障害者業務課	〒 791-8044 松山市西垣生町 2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780
高知支部 高齢・障害者業務課	〒 781-8010 高知市桟橋通 4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160
福岡支部 高齢・障害者業務課	〒 810-0042 福岡市中央区赤坂 1-10-17 しんくみ赤坂ビル 6 階	092-718-1310
佐賀支部 高齢・障害者業務課	〒 849-0911 佐賀市兵庫町若宮 1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117
長崎支部高齢・障害者業務課	〒 854-0062 諫早市小船越町 1113 番地 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721
熊本支部高齢・障害者業務課	〒 861-1102 合志市須屋 2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888
大分支部 高齢・障害者業務課	〒 870-0131 大分市皆春 1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255
宮崎支部高齢・障害者業務課	〒 880-0916 宮崎市大字恒久 4241 番地 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556
鹿児島支部高齢・障害者業務課	〒 890-0068 鹿児島市東郡元町 14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132
沖縄支部 高齢・障害者業務課	〒 900-0006 那覇市おもろまち 1-3-25 沖縄職業総合庁舎 4 階	098-941-3301



